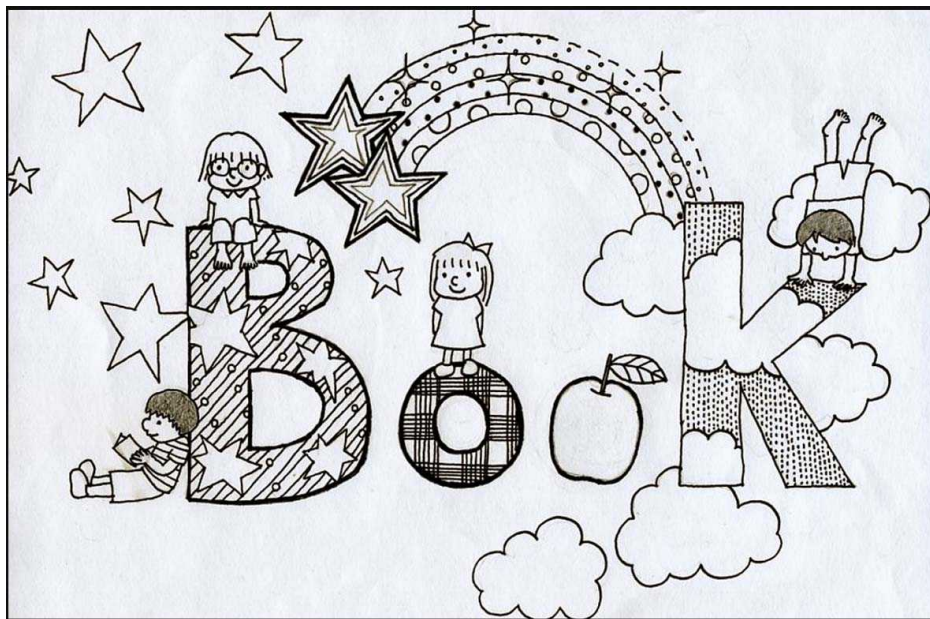


清瀬市子ども読書活動推進計画

(素案)



清 瀬 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	・・・・・・・・	1
第2章 現状と課題		
1 家庭や地域における読書活動の現状と課題	・・・・・・・・	2
2 学校における読書活動の現状と課題	・・・・・・・・	3
3 図書館における読書活動の現状と課題	・・・・・・・・	5
第3章 具体的な取り組み		
1 家庭や地域における読書活動の具体的な取組	・・・・・・・・	7
2 学校における読書活動の具体的な取組	・・・・・・・・	10
3 図書館における読書活動の具体的な取組	・・・・・・・・	13
資 料		
1 子ども読書活動推進計画に関する法律	・・・・・・・・	18
2 清瀬市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	・・・・・・・・	20
3 会議日程	・・・・・・・・	21
4 統計	・・・・・・・・	22
5 用語の解説	・・・・・・・・	23

第1章 「清瀬市子ども読書活動推進計画」の基本的な考え方

1 計画の目的

子どもにとって読書は言葉を学び、表現力を高め、そして創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

この計画は子どもが自主的に読書に興味に向かうことができるよう、読書の楽しさ大切さを伝え、本に出会うための環境の整備や施策の推進に努めることにより、生き生きと生きていく力を育むことを目的とします。

2 計画の位置づけ

(1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日 法律第154号)に基づいて、清瀬市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示すものです。

(2) この計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)および「東京都子ども読書活動推進計画」(平成15年3月)を基本とし、「清瀬市教育総合計画」(平成18年7月)および、「清瀬市教育総合計画マスタープラン」(平成18年12月)の基本目標である『生き生きと学びあう清瀬』を踏まえての施策であり、子どもの読書活動推進にあたっての総合的な計画として策定します。

3 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

4 計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とします。なお必要に応じて見直しを行います。

第2章 子ども読書活動推進のための現状と課題

1 家庭や地域における読書活動の現状と課題

(1) 現状

乳幼児や小学校低学年の子どもにとって、保育園や学童クラブでの読書環境は大変重要なものとなります。

清瀬市公立の保育園や学童クラブでは、それぞれの施設でできるだけ良質の本を揃え図書コーナーの充実を図っています。併せて図書館と連携して2ヶ月毎に子どもたちが興味を持ちそうな本を選び、団体貸出として約100冊程を借り受け、子どもたちが本を読みたい時に、いつでも手にできるような読書環境の整備に努めています。

そして子どもたちに本を読むことの楽しさを伝え、自発的な読書活動につながるよう、毎日保育士が紙芝居や絵本の読み聞かせを行っています。

また、学校の授業が終わった後の、子どもたちの居場所としての清瀬市放課後子ども教室でも、学習の一環としての音読や、趣味のための読書もできるような環境を設けています。

一方家庭での読書環境は、保護者の意識で大きく左右されます。そのために、つどいの広場や児童センターで親子に対しての読み聞かせを行い、本を通して子どもと触れあう時間を持つことで、会話が広がり親子のコミュニケーションがより親密になることを保護者が認識し、読書環境への意識を高めるよう働きかけています。

(2) 効果

子どもたちは本を読むことで自分の知らない世界へのイメージが広がり、想像力を養います。また自分の興味のあることについて、より深く知ることができ、併せて読む力をつけるとともに聞く力もついてきました。

(3) 課題

それぞれの施設で所蔵している本はまだ充分とは言えず、今後さらに充実させる必要があります。

2 学校における読書活動の現状と課題

(1) 現状

子どもたちは、小学生になり文字を覚えるに従い、読書の世界も広がっていきます。低学年のうちには保護者や教員と一緒に読んだり、読み聞かせてもらうことに満足していた子どもたちが、中学年から高学年にかけて徐々に大人の手を離れ自身の力で物語を楽しむようになります。

中学生になると、友達との関係やクラブ活動等の経験により、読書への関心や興味はますます多様化していき、同時に読書に関心を示す子どもと全く関心を示さない子どもとの差も顕著になってきます。これは、テレビやゲーム、塾での勉強など家庭環境が大きな要因と考えられますが、これらの読書に無関心の子どもたちに対して、自主的に気が向いた時にいつでも本を手にする読書環境を整えておくことが重要です。

清瀬市の公立小・中学校では豊かな心を育み、想像力を培い、学習に対する興味・関心を呼び起こすよう読書環境を充実させ、資料の活用能力、情報処理の育成を図るために効果的な読書指導を心がけています。

学校図書館の資料に関しては、第1期(平成14年～18年)、第2期(平成19年～23年)の学校図書館図書5ヵ年計画により更なる充実を図っているところです。

購入した資料は、子どもたちが効果的に活用できるよう、学校図書館マネージャー制度などにより、保護者の図書ボランティアを育成し順次整備を行っています。また、読書活動推進校を中心にして、朝読書や読書週間、読書郵便、或いは教員による読み聞かせやブックトークなど様々な施策を積極的に展開しています。

(2) 効果

読書環境の整備について学校図書館図書5ヵ年計画の実施により、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準に対し、清瀬市ではすでに平成18年度末に小学校が83%、中学校が105%の充足率を示しています。

また読書活動の充実を図ることで、本の中から情報を収集、整理し学習していく力を身につけ、併せて文章の読解力を養うことにより国語だけではなく全ての教科において効果的な学習能力の向上が期待されます。

(3) 課題

学校図書館図書5ヵ年計画が平成23年に終了した後も、恒常的に子どもたちの関心がありそうな図書の購入が必要となります。

そして所蔵している図書のデータベース化、コンピュータによる管理が大きな課題となります。



3 図書館における読書活動の現状と課題

(1) 現状

少子化と子どもの活字・本離れが問題となって久しいなか、図書館では昭和49年の開設以来、子どもたちが幼い時に本と出会い、読むことの楽しさ素晴らしさを知ること、絵本から読み物そしてジュニア向け図書から一般向け書へと、それぞれの成長に合わせて読書の世界を広げていってもらえるよう、良質な図書の収集と保存、貸出に努めてきました。

そしてこれら図書館所蔵の図書を、できるだけ大勢の子どもたちに利用してもらうため、様々な事業を行っています。

子どもと本との最初の出会いは非常に大切です。そのことを保護者に伝えるためにブックスタート事業として、1歳6か月児健診時に絵本の読み聞かせと、お勧め図書のブックリストを配布しています。

駅前図書館を除く市内5館では週一回程度、小学校までの子どもや保護者を対象に絵本の読み聞かせや紙芝居、素話（すばなし）を図書館職員が実演する「おはなしのじかん」を実施し、本の世界の素晴らしさを紹介しています。

その他、市内公立小学校の2年生のクラスを訪問し、図書館の利用方法の案内やブックトークを行い、或いは図書館見学や職場体験などを通して、子どもたちが図書館を身近な場所として感じられるよう努めています。

また、保育園・学童クラブへの団体貸出や、小・中学校の調べ学習のための公用貸出により、図書館以外の施設とも連携し読書活動の充実を図っています。

(2) 効果

図書館における子ども（0～18歳）の利用登録は平成18年度の新規受付が全体の24.5%、既登録者についても全体の16.2%と、図書館が子どもたちに対して行っている事業の効果が表れています。

他施設への団体貸出も年々増加しており、平成18年度の実績は20団体約12,000冊を貸出しています。

(3) 課題

子どもたちにとってさらに魅力のある図書館にするために、図書の充実はもとより読書活動推進のための事業についても、ますます発展させていく必要があります。そのためにも、現在育成に努めている図書館読み聞かせボランティアとの各種事業の協力体制の充実が、市民協働の意義も含めて重要な課題となります。

更に大きな課題として、中・高校生の図書館利用が非常に少ない問題があげられます。子どもたちの図書館利用の実情を、平成18年度の年齢別による図書の貸出冊数の内訳から分析すると、幼児(3.6%)、小学生(8.5%)、中学生(1.7%)、高校生(1.5%)と小学生までは図書館を利用していた子どもたちが、中学生になると急激に利用率が低下していることが分かります。

今後中・高校生の関心が図書館に向かうよう、この年代に特化した図書や雑誌を集めティーンズコーナーを設置するなど、適切な施策を考える必要があります。



第3章 計画を推進するための具体的な取組

1 家庭や地域における読書活動の具体的な取組

子どもたちは、本を読んでもらうことにより、大人のひざにすわるなどのスキンシップを楽しんだり、会話を楽しんだりする中で、大人とのコミュニケーションの機会がより多く持たれるようになります。

また、自分の知らない世界へのイメージを広げ、創造性が培われていきます。

年齢があがるにしたがい、集中して話をきく習慣を身につけていきます。

そして、文字や絵にも興味や関心が高まり、自分で興味のある本を選び楽しみながら読む力を身につけ、知識を深めていきます。

その環境整備のために、以下の事に取り組んでいきます。

(1) 公立保育園における取組

読み聞かせ

日々、保育士により園児の年齢に応じて、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。また行事や活動を行う前後に、その内容にあった絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、行事や活動の内容をより具体化させていきます。

図書コーナーの設置

各部屋や、エントランスに図書コーナーを設置し、子どもたちが、いつでも本にふれられる読書環境を作っています。今後さらに充実に努めていきます。

団体貸出による図書コーナーの拡充

市立の図書館から、定期的に団体貸出しを受け、図書コーナーの充実に努めていきます。

図書の園外貸出

忙しくて図書館へ行けない保護者へ働きかけ、子どもを迎えに来た際に、絵本や育児書などの貸出しを実施しています。またひろば事業においても随時貸出しを実施していきます。

(2) 学童クラブにおける取組

読み聞かせ

指導員により、絵本や紙芝居の読み聞かせを毎日行っています。また児童の紙芝居当番があり、お帰りに読み聞かせを行っていきます。

図書コーナーの設置

子どもたちが、いつでも本にふれられるような読書環境を作っています。指導員が読み聞かせをした本は人気があり、今後さらに充実に努めていきます。

団体貸出による図書コーナーの拡充

市立の図書館から、定期的に団体貸出しを受け、図書コーナーの充実に努めています。通常は2ヶ月毎の貸出しですが、夏休み・冬休みは、子どもたちができるだけ多くの本に接することができるよう、1ヶ月のサイクルで貸出しを受けていきます。

(3) 児童センターにおける取組

ボランティア・サポーターによる読み聞かせ

毎週1回または2週に1回、ボランティア団体により、幼・小児を対象に遊びや読み聞かせを実施していきます。

「つどいの広場」での読み聞かせ

「つどいの広場」に集まった乳幼児親子に、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っていきます。

(4) 健康推進課における取組

1歳6ヶ月児健診時の読み聞かせ

図書館と連携し、1歳6か月児健診時に保護者と子どもに読み聞かせを実施していきます。

(5) 社会教育課における取組

放課後子ども教室推進事業

平成19年度に清瀬第七小学校・第八小学校で開始した、清瀬市放課後子ども教室のなかに図書コーナーを設け、子どもたちが、いつでも本に触れられるような読書環境を作っていきます。今後さらに実施校を増やしていきます。



2 学校における読書活動の具体的な取組

「本の世界を楽しめる子ども」「自分の思いを表現でき、さらに相手の気持ちを受け止められる子ども」「課題の解決に向けて努力できる子ども」を育むために、市内の公立小・中学校では読書環境の整備や読書指導に取り組んでいきます。

(1) 読書活動推進指定校による取組

読書活動推進のためのマニュアル作成

読書活動を推進するための方法を研究、マニュアル化を図るために、平成19年度は芝山小学校を指定しました。芝山小学校では、研究計画を作成し、月1回の校内研究会、年3回の研究授業、夏休み中の校内研修会などを実施しています。そして、その成果をまとめて、市内全校で活用できるマニュアルの作成に取り組んでいきます。

内容は、学校図書館活用年間計画、読み聞かせ又は紹介した本のリスト、研究授業及び研究協議会記録、実践記録などをまとめます。

読書活動推進のための日常活動

全校「朝読書」

毎週火曜日の朝15分間、児童が全校一斉に読書します。保護者による読み聞かせや本の紹介も恒例になってきました。

読書郵便

図書担当教員を中心に企画し、児童が自分のおすすめの本を学校内の友達や先生に紹介するものです。図書委員会の活動の一つとして、紹介文を書いた葉書形式のものを学校内のポストに投函し紹介し合っています。

夏休み親子読書

夏休み期間中に、親子で同じ本を読んで感想や感動を共有し、一体感を図る取り組みをしています。親子で同じ本を読んで、1枚の用紙に感想を書いたり新聞にしたりして、好きな本を紹介しあったりしていきます。

読書週間

毎朝、「朝読書」を行います。その内の2日間、先生方の「物語タイム」と称して、ブックトークやパネルシアターによる読み聞かせをしました。また、先生方のおすすめ本の紹介をする便りを出したり、図書室にコーナーを作って並べたりします。

図書ボランティア活動

保護者による図書ボランティアを募り、本棚の本の整理、傷んだ本の補修、児童への読み聞かせ、ラベルの張り替え、おすすめ本の紹介コーナーなどに取り組みます。

(2) 学校図書館マネージャー制度による取組

学校図書館マネージャーによるボランティアの育成

指導室から委託された経験豊かな学校図書館マネージャーの指導により、学校の図書ボランティアを育成し、学校図書室の整備や読書活動の推進を図っていくもので、毎年、希望校の中から2校を選び実施していきます。図書目録作成・書架の整理整頓・図書修理・読み聞かせなどをするボランティアを募り、1ヶ月12～18時間を2校で割り振って、週1回程度の指導を実施していきます。

平成17年に清瀬第六小学校・第七小学校、平成18年に清瀬第三小学校・第十小学校、そして平成19年度には清瀬第四小学校・清明小学校で実施し、今後他の学校でも実施する予定です。

ボランティアによる図書室の整備

図書館マネージャー制度の指定校から、指導を受けた図書ボランティアや保護者が、図書室の図書の整理や、書棚の整備を行い、より使いやすい図書室を実現していきます。

(3) 学校図書館図書5カ年計画による取組

学校図書館の蔵書の整備

公立義務教育諸学校の学校図書館の充実については、文部科学省が「学校図書館図書標準」を設定し、学校の規模（学級数）に応じて整備すべき蔵書数の目標について定めております。

市内の公立小・中学校では、これまで5カ年ごとの学校図書館図書整備計画により、この標準数達成に向けて整備を進めてきました。平成18年度の平均充足率は、小学校では83%、中学校では105%となっており、今後平成19年度から平成23年度まで、5カ年間の整備に向けて、新たな計画を実施していきます。

(4) 図書館との連携による取組

団体貸出による資料の拡充

公立小学校では、学級単位で、保護者の協力（選書・搬出入・管理）のもとに、市立の図書館から各学期毎に2回、100冊程度の図書を借受けることで、子どもたちの読書環境の充実を図っていきます。

公用貸出による資料の補充

学校図書館だけでは補えない資料を、市立の図書館から借入れ、調べ学習や教科学習の補足的資料として利用していきます。

(5) その他の取組

「朝読書」の実施

学校では、1時間目の授業開始前の15分間程度、「朝読書」の時間を設けています。自分で選んだ本を読んだり、保護者や図書ボランティアによる読み聞かせを取り入れたりして、本に親しむことを目的に工夫していきます。

3 図書館における読書活動の具体的な取組

図書館では、最新の出版情報を基に、できる限りの児童書を収集しています。また、資料の充実と併せて、児童書コーナーの整備や読書相談など、子どもたちが、より良い環境で本と出会えるように努めています。

そして、図書館へ行けばいつでも新しい発見があると感じてもらえるよう、様々な事業を展開し、積極的に読書活動の推進を図っていきます。

(1) 資料収集事業による取組

児童用資料の収集と保存

昭和49年中央図書館の開館時から、幅広く児童書の収集と保存に努め、平成18年度末には90,370点を所蔵し、子どもたちの利用に供されています。

今後、より一層利用しやすい環境を整え、さらに充実に努めていきます。

(2) ブックスタート事業による取組

ブックリストの作成

平成15年に乳幼児とその保護者に向けた、おすすめの本と清瀬市関連の子育て事業を紹介するブックリスト『だっこしてよんで』を作成し、市内の図書館で配布しています。今後、おすすめの絵本を乳児対象に絞った改訂版の発行を予定しています。

読み聞かせとブックリストの配布

平成15年より健康推進課と連携し、毎月1回1歳6か月児健診時に、図書館読み聞かせボランティアとの協働で、図書館紹介と絵本の読み聞かせを行い、併せてブックリスト『だっこしてよんで』を配布しています。今後、更に効果的な環境を研究し、家庭での読み聞かせに繋がるように努めていきます。

ブックスタート用図書の購入

ブックリスト『だっこしてよんで』で紹介した図書を中心に、利用を希望される方に提供できるよう、平成17年度から購入を始め、市内の図書館に順次配置していきます。

赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん

毎月1回第3水曜日、清瀬市民センター内「つどいの広場」で、図書館職員と図書館読み聞かせボランティアにより、乳幼児とその保護者を対象に、わらべうたや絵本の読み聞かせを実施していきます。

講演会の実施

平成15年度から年1回、乳幼児を持つ保護者を対象に、絵本を選ぶポイント、読み聞かせ方、実演も踏まえたわらべうたや親子のコミュニケーションについての講演・講習会を実施しています。今後ブックスタート事業を発展させていくために、図書館読み聞かせボランティアの研修も含めて、講演会の充実を図っていきます。

0・1・2歳児向けコーナー設置

児童図書館である元町図書館では赤ちゃん向け絵本のコーナーを設置し、乳幼児と保護者が一緒に利用できるように努めていきます。

(3) 学校支援事業による取組

団体貸出

市内に活動場所のある団体・施設に、図書館所蔵の図書を選んでいただき最大100冊まで2ヶ月間以内で貸出しています。平成18年度は20団体約12,000冊の貸出しがあり、今後も学童クラブ・保育園はもとより学校との連携を深め充実を図っていきます。

公用貸出

調べ学習や教科学習の補助資料として、学校図書館だけでは対応できない図書を、一定期間学校へ貸出していきます。

施設見学・職場訪問

小学校の社会科見学、中学校・高等学校等の職場訪問を受け入れています。小学生の見学の際は、検索端末機の使い方の説明や読み聞かせも行っています。今後も積極的に受け入れ、図書館の利用促進に努めていきます。

職場体験学習

中学生・高校生・大学生等の職場体験学習を積極的に受け入れ、図書館がより身近に感じられるように努めていきます。

(4) 児童サービス事業による取組

おはなしのじかん

中央・元町・野塩・竹丘・下宿図書館で幼児から小学生を対象に読み聞かせや素話(すばなし)などを実施し、読書活動の推進に努めていきます。

乳幼児から小学生向け展示コーナーの設置

季節や時事等のテーマに沿った、子ども向けの展示のコーナーを設置し、利用の促進に努めていきます。

ティーンズコーナーの設置

中学生・高校生向けの資料や情報を提供できるティーンズコーナーを設置していきます。

図書館子ども会

「子ども読書の日」や夏休み・クリスマスなど季節に沿って、「おはなしのじかん」を拡大し、図書館職員による読み聞かせの他、科学あそびや手作り工作などを行う「図書館子ども会」を実施しています。今後も本の紹介を兼ね、図書館に親しんでもらえるよう努めていきます。

(5) 図書館広報事業による取組

学校訪問によるブックトーク

市内の公立小学校2年生を対象に、学校を訪問し図書館紹介と共に、本の紹介をするブックトークや読み聞かせ、素話(すばなし)などを実施しています。

平成18年度は7校16クラスを訪問しました。今後さらに拡充に努めていきます。

(6) 障害のある子どもへの取組

宅配サービス

点字本、大活字本、布の絵本や視聴覚資料など、障害のある子どもたちが利用できる資料を積極的に収集し、希望される資料を宅配していきます。

対面朗読

図書館音訳ボランティアとの協働で、視覚に障害のある子どもたちに、ご希望の資料の対面朗読を実施していきます。

録音図書作成

図書館音訳ボランティアとの協働で、視覚に障害のある子どもたちに、録音図書を随時作成し、提供していきます。



資 料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成13年12月12日法律第154号

施行：平成13年12月12日

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

以上

資料2 清瀬市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成19年5月8日

(設置)

第1 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号9条第2項に基づき、清瀬市子ども読書活動推進計画(以下「読書活動推進計画」という。)を策定するため、清瀬市子ども読書活動推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、読書活動推進計画の策定に関する事項について検討する。

(構成)

第3 委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 健康福祉部子育て支援課長
- (2) " 保育園長
- (3) " 学童クラブ所長
- (4) 健康福祉部児童センター長
- (5) " 事業係
- (6) 健康福祉部健康推進課保健サービス係長
- (7) 清瀬市校長会図書担当者会会長
- (8) 学校教育部指導室長
- (9) " 指導事務係長
- (10) 学校教育部学務課長
- (11) 学務係長
- (12) 生涯学習部社会教育課長
- (13) 生涯学習部図書館長
- (14) " 奉仕・地域図書館担当主査
- (15) " 庶務兼収書・整理担当主査

(任期)

第4 委員の任期は、第2に掲げる任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は生涯学習部図書館長をもって充て、副委員長は委員会の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

資料3 会議の経過

第1回 平成19年 5月29日(火) 清瀬市役所 第2委員会室

- (1) 副委員長選出
- (2) 会議の進め方について

第2回 平成19年 6月29日(金) 生涯学習センター 会議室 1

- (1) 検討課題及び会議の日程について
- (2) 読書活動推進計画の基本的な考えについて

第3回 平成19年 8月24日(金) 健康センター 会議室 2

- (1) 図書館における読書活動の現状と課題について

第4回 平成19年11月 1日(木) 中央図書館 会議室

- (1) 家庭や地域における読書活動の現状と課題について
- (2) 学校における読書活動の現状と課題について
- (3) 図書館における読書活動の現状と課題について

第5回 平成19年11月21日(水) 清瀬市役所 第2委員会室

- (1) 具体的な取組について
- (2) 添付する資料について

第6回 平成19年12月19日(水) 清瀬市役所 第2委員会

- (1) 計画全体の確認

資料4 図書館統計

1 図書館児童書所蔵点数（平成18年度末）

分類	所蔵冊数	比率(%)
0 総記	1,581	1.7
1 哲学・宗教	5,51	0.6
2 歴史・地理	4,197	4.6
3 社会科学	4,734	5.2
4 自然科学	8,944	9.9
5 工学	2,872	3.2
6 産業	1,858	2.1
7 芸術	5,305	5.9
8 言語	1,154	1.3
K 文学	28,251	31.3
E 絵本	29,305	32.4
P 紙芝居	1,618	1.8
児童書合計	90,370	100.0
一般書合計	291,554	-
総合合計	381,924	-

2 図書館 子どもの登録状況（平成18年度末）

	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳	23歳～	合計
登録数(人)	695	3,641	2,399	2,242	3,983	42,506	55,466
比率(%)	1.3	6.6	4.3	4.0	7.2	76.6	100.0

3 図書館 子どもの利用状況（平成18年度）

	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳	23歳～	合計
貸出数(点)	24,593	58,067	11,613	10,247	21,860	556,756	683,136
比率(%)	3.6	8.5	1.7	1.5	3.2	81.5	100.0

資料5 用語の解説

東京都子ども読書活動推進計画（P1）

東京都は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第1項の規定に基づき、東京都子ども読書活動推進計画検討委員会を設置し、子どもの読書活動の推進に関する議論を重ねた後、平成16年3月27日の東京都教育委員会において、「東京都子ども読書活動推進計画」を決定した。

清瀬市教育総合計画（P1）

「生き生き学び合う清瀬」をスローガンに当たり前のことを当たり前に行える教育をめざして取り組む10年間の方向性を示すもので、5つの柱から構成されている。

- 1 地域とともに子どもを育む清瀬
- 2 基本的な生活習慣を育む清瀬
- 3 美しい緑・自然と文化を育む清瀬
- 4 学校が自信をもち信頼される清瀬
- 5 生涯学び社会に貢献する清瀬

清瀬市教育総合計画マスタープラン（P1）

教育総合計画を10年間で実現するために、前期（平成18年から平成22年）、後期（平成23年から平成27年）に分けて具体的な目標を掲げた実施計画。平成22年度を中間点としての目標の調整年度としている。

読み聞かせ（P2）

幼児に対しての読み聞かせは、一般的には絵本を一緒にみながら話をするように、語るように読んで聞かせること。

清瀬市放課後子ども教室（P2）

「放課後子ども教室」は、全国各地で実施されている「子どもたちの安全で健やかな居場所づくり」を考へて実施して行くもの。そこで、平成19年9月20日から実施されている「清瀬市放課後子ども教室」は、平日の放課後に学習アドバイザーを配置して、学校の宿題や音読等、家庭学習の補助を行っている。また、安全管理員を常駐させ、自由時間も設けて、校庭・体育館等の空き時間を利用した遊びなども行っている。

つどいの広場（P2）

乳幼児を持つ親と子が気軽に集え、打ち解けた雰囲気ですり合える常設のひろばである。本市では、市内5箇所に設置され、週6日1日5時間開設している。子育てアドバイザーを常駐させ子育てについての不安や疑問に答えたり、子育て情報を提供したり、子育て講習会を実施したりしている。

学校図書館マネージャー（P3）

学校図書館の環境整備を推進させるために、指導的な役割を担う者。

ブックトーク（P3）

教師や図書館職員が子どもや成人の集団を対象にして、何冊かの本の内容を紹介すること。本についてのお話。特定の主題について本を選び、内容や著者、主題そのものについて話し、読書の興味を喚起しようというもの。

ブックスタート（P5）

地域の機関と連携して行う児童サービス。1992年英国で保健所との連携から誕生し、2000年に我が国に紹介されて以来、広く認識されるようになった。

地域の保健所で行われる乳幼児検診の際に、赤ちゃんと保護者に絵本の大切さを伝え、絵本を手渡す運動。絵本のリストを渡しているところも多い。

素話（すばなし）（P5）

物語を覚えて子供たちに対して語る。「おはなし」「ストリーテリング」ともいい、文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができる。

また、耳から聞く言葉を通して物語のイメージを描くことで、物語を楽しむ力を養い、言葉の美しさやリズムに敏感になり、豊富な語彙と豊かな表現力を体得させることができる。

調べ学習（P5）

自ら課題を設定して情報を集めて、まとめるという学習形態。

図書館読み聞かせボランティア（P6）

図書館事業のブックスタート関連で活動していただく無償ボランティア。図書館職員と協議しながら、乳幼児健診やおはなしのじかん等で読み聞かせやわらべうたを行っている。

ティーンズコーナー（P 6）

ヤングアダルト（YA）コーナーともいい、中学生・高校生を対象とし、青少年の身体的・情緒的発達性や社会的・自己的行動特性について認識し、そうした発達・行動特性ゆえの情報要求や興味や関心、学習等に対する情報を提供するコーナー。

ひろば事業（P 7）

保育所の機能を活用して行う、園庭開放・育児講座・育児相談等の事業。現在清瀬市ではすみれ保育園が常設のひろば事業を行い、土曜日を除く全日占有スペースで事業を展開している。他の認可保育園では定期的に事業を展開している。すみれ保育園及び認可保育園での相談事業については毎日行っている。

パネルシアター（P 11）

ネルという布地を張ったパネル（舞台）の上に不織布で作った絵や人形を貼ったりはずしたり動かしながら歌やお話にあわせて演じる公演方法のひとつ。

図書目録作成（P 11）

図書に関する情報をまとめたもので、書名・著者・出版者等の情報を提示するとともに、所在も明らかにする目録を作る作業。

教科学習（P 12）

初等・中等教育の教育を達成するために行われる知識や技術、または、技能や経験などが組織的に編成された内容を身につけるための活動。

職場体験学習（P 15）

「働くことの喜びや意義を知ること」を目的として、実際の職場を体験する進路指導の活動。

子ども読書の日（P 15）

「子ども読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に交付・施行され、これに伴い4月23日が「子ども読書の日」とすることが法律で定められた。

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたもの。学校・地域・家庭を通じて子どもたちに「本っておもしろい」と思える環境作りをしていくことを目指している。

宅配（ P 1 6 ）

直接図書館へ来ることが出来ない障害のある方に、図書や録音テープなどを自宅まで持って行く提供手段の一つ。

大活字本（ P 1 6 ）

一般の印刷文字では小さすぎて判読できない弱視者のために、文字を拡大した本。

布の絵本（ P 1 6 ）

布にアプリケを縫いつけたり、スナップやファスナーで付けたり外したり出来るようにした絵本。読むだけでなく、触っても楽しめるので障害のある子どもはもちろん、すべての子どもが楽しめる。

対面朗読（ P 1 6 ）

音訳の一つで、朗読者が目の代わりとなって指定された資料を読むこと。点字資料や録音資料に訳されていない資料でも、利用できるという利点がある。

図書館音訳ボランティア（ P 1 6 ）

対面朗読や音訳資料作成等を行うボランティア。図書館で実施している音訳者養成講座（初級・中級）を受講後、ボランティア登録をしている方。

録音図書（ P 1 6 ）

視覚障害者（児）のために、活字資料を音訳した、カセットテープやCD形態等の音声資料。